

## 「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業」 助成制度改正のお知らせ

「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業」については、平成 27 年 7 月 1 日より助成金の申請を受け付けているところですが、今般、制度の見直しを行い、平成 28 年 5 月 17 日より新制度へ移行することとしましたので、周知します。

### 【新制度の適用年月日】

平成 28 年 4 月 1 日以降

### 【新制度の助成対象】

#### (1) 住宅における再エネ導入・省エネリフォーム (平成 27 年度から継続)

住宅において、次の①及び②を合わせて行う場合、①及び②の費用の一部を助成

①高性能建材を活用した省エネリフォーム

②太陽光発電・太陽熱利用システムの導入

(太陽光発電・太陽熱利用システムが既設の場合は不要)

#### (2) 空き家における再エネ導入・省エネリフォーム (平成 28 年度から新設)

空き家において、次の①、②及び③を合わせて行う場合、①及び②の費用の一部を助成

①高性能建材を活用した省エネリフォーム

②太陽光発電・太陽熱利用システムの導入

(太陽光発電・太陽熱利用システムが既設の場合は不要)

③空き家を社会福祉施設 (都市型軽費老人ホーム又は認知症高齢者グループホーム)

に改修し、事業者に賃貸しすること

### 【主な制度改正点】

#### (1) 住宅における再エネ導入・省エネリフォームに係る改正

##### ①助成条件の改正

(1) 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) 実施の「既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業」(国補助)と本助成金の併用を、助成条件から削除し、本助成金のみの申請ができることとします。

(2) HEMS等の設置を、助成条件から削除します。

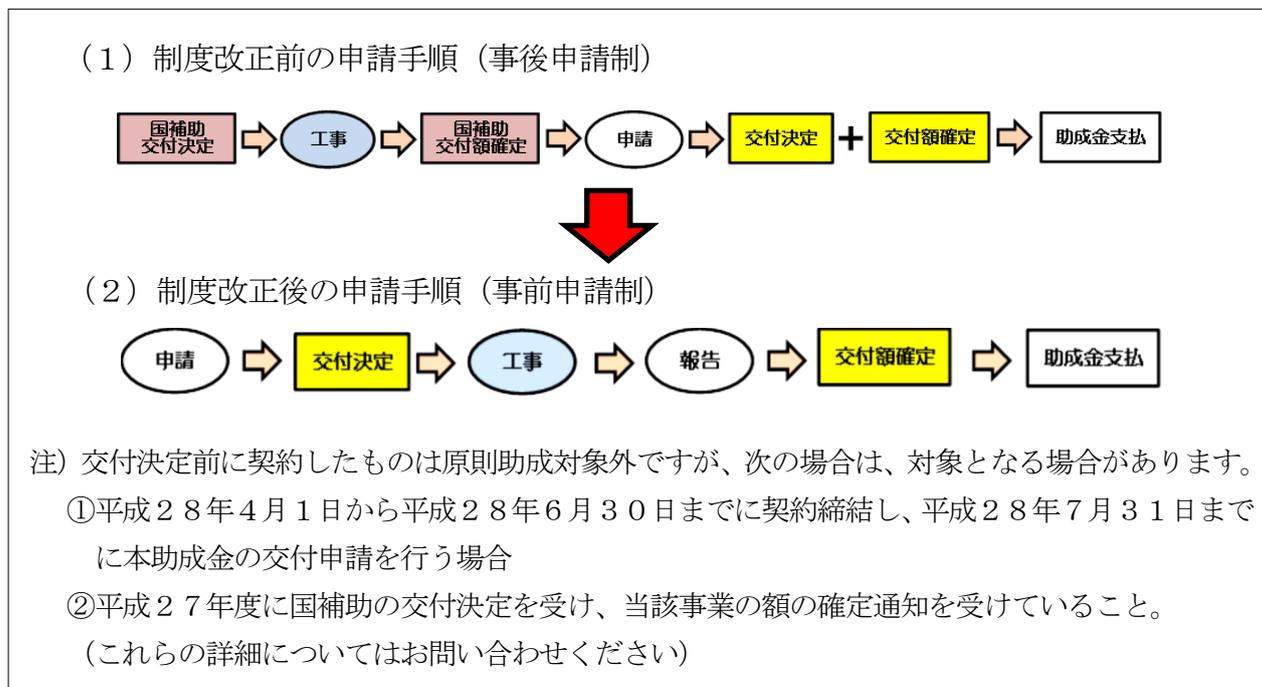
(3) 太陽光発電・太陽熱利用システムが既設の住宅では、省エネリフォームの実施のみで、本助成金の申請をできることとします。

(4) 省エネリフォームにおける高性能建材は、SII 実施の、次のいずれかの事業において補助対象である窓、ガラス及び断熱材とします。

- ・平成 26 年度既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業（補正予算に係るもの）
- ・平成 27 年度住宅省エネリノベーション促進事業補助金

## ②申請手順の改正

本助成金の申請について、事後申請制（工事完了後に申請）から事前申請制（工事契約締結前に申請）に変更します。



## (2) 空き家における再エネ導入・省エネリフォームに対する助成制度の新設※

※本事業は、都内の空き家を社会福祉施設に改修し、事業者へ賃貸しする、空き家のオーナーを対象とした助成制度です。申請に当たっては、事前に施設整備計画等の詳細を確認する必要があるため、あらかじめ東京都環境公社へご相談下さい。

### 【お問合せ先】

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京))  
創エネ支援チーム  
電話 03-5990-5066